

高齢者の人権 (1)

基本的におさえておきたいことから

- (1) 高齢者の最も大きな不安は所得と介護問題であること
- (2) 日本型「イエ社会」や家父長制などのもと、家族だけ・女性だけで介護の困りごとを解決しようとしてきたことが、これまで多くの人権侵害や悲劇を生んできたこと、そのため介護の社会化がはかられようとしていること
- (3) 心身の働きが弱ったり失われた高齢者であっても、当たり前の人間として、ふつうの生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの確立をめざさなければならぬこと
- (4) 人間として対等な関係の中で介護がなされ、一人ひとりの生き方が認められ、高齢者の自己決定が介護の基本に据えられなければならないこと
- (5) 人権の保障の上に立って、さらに自立と一人ひとりの生活の質を高める生きがいの創造が目指されなければならないこと

資料解説

資料 1 . 長寿化しているのに不安な理由

グラフ 1 「高齢者が増加しています」

世界最長寿国の日本は少子化と相まって人口に占める高齢者の割合も世界一です。高齢者の増加は、要介護者の増加を意味します。

グラフ 2 「介護の期間が長くなっています」

子育てと介護の違いは育児は先が見えますが、介護は見えません。また、育児は負担が軽減していきませんが、介護は逆です。

グラフ 3 「もっとも不安に思うこと」

年齢が高まるに従って要介護状態となることへ不安が高まります。50歳代では引退後の収入不足がトップです。

グラフ 4 「目的別貯蓄保有状況」

高齢になるに従い、老後のために貯蓄する傾向が最も高いことがわかります。

グラフ 5 「高齢者世帯の所得金額別世帯数の相対分布」

高齢者世帯は低所得世帯が多いことが読みとれます。なお、「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいいます。

資料 1 の解説

高齢者の最も大きな不安は所得と介護問題です。

三重県では、平成 14 年 2 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者が 1 世帯あたり 2.87 人います。

また、平成 13 年 10 月 1 日現在、高齢化率は 19.5% で、全国と同じように人口の高齢化、介護期間の長期化が一段と進んでいます。また、要介護老人の増加で介護内容がますます複雑化してきています。

さらに地域の共同体としてのまとまりがうすれ、家族・地域の扶助機能も低下しています。

そんな中で、高齢者のみ世帯の増加で「老々介護」というような家庭も増加しています。

所得が減り、生活が継続できないような状況にあっても、がまんし続けてきた高齢者。

困りごとはこれまでどうして解決されてきたのでしょうか。日本型「イエ社会」や家父長制などのもと、多くは家族や親戚だけ・女性だけで解決しようとしてきたのではないのでしょうか。介護も同じことがいえます。寝たきりや痴呆の問題、徘徊や暴力などの問題があっても、世間体があって近所の人に相談しにくかったのです。

資料 2 新聞記事「老人虐待や介護殺人を生んだもの」

資料 2 の解説

諸情勢が変化しているにもかかわらず、「介護は家族で」という意識はなかなか変わりません。その結果として困りごとがあっても解決策を見いだせず、はては、老人虐待や介護殺人という悲劇を生んでしまいます。また、病院に入院させても長期入院となったり、本人の意志と無関係に施設に入所させたりすることで、ストレスを増加させ、はては高齢者自身の人格破壊や家族破壊なども生んでしまっています。

身体機能の低下や精神的心理的变化によって、高齢者はそれまで味わったことのない不利益を被り、ストレスを増幅させます。

また、家族だけの介護は寝たきりになりやすいのです。つまり、過剰な介護や誤った介護方法によって、かえって能力の低下を進めてしまいます。

資料3 「老人の証言---ある老女の詩」

ある老人病院で、一人の老人患者の死後、後片付けをしていた看護婦が、その患者のロッカーの中から紙切れに書かれたこの詩を発見しました。

患者は、ごく平凡な、目立たない存在ただだけに、自分の気持ちを書いたこの詩は、大変強い衝撃を看護婦に与えました。

やがて看護関係の雑誌に詩が掲載され、多くの看護職にお年寄りの気持ちが印象深く伝えられました。

出典不明（イギリスの事例）

従来のいわゆる「老人ホーム」などの福祉施設について、まだ前近代的な養老院のイメージや抵抗感があります。高齢者には、施設入所に関する不安があるのです。

- ・これまでの人間関係が途切れるのではないか
- ・新しい環境に適應できないのではないか
- ・長く親しんできた家財道具やペットなど生活や仕事の環境と別れるのはいやだ
- ・施設内の人とうまくやっていけるだろうか
- ・とくに、「しつけ」「自立促進」と称して、叱られたり強制されたり、はては、暴力をふるわれたり、いじめられたりなど疎外されないだろうか

これは、啓発不足が主な原因と思われるのですが、これまではあまり利用者主体で考えられなかった実態もあるのではないかと考えられます。つまり、当たり前の人間として尊厳を払われることなく、一人ひとりの生き方も認められなかった、つまり人権の保障に関して利用者側に不安があったということです。

また、福祉サービス利用への接近困難という問題があります。情報不足や、手続きの煩雑さといった問題です。さらに、家族や親戚間での解決ができなくなり、決死の覚悟で窓口を訪れるのですが、相談に応じる窓口では、何に困っており、何を求めているかを十分確認しないまま、「たらい回し」や「制度の条件に合わない」といった言葉でせっかくのニーズを消してきた経緯もあります。

福祉や介護に携わる者の立場から見ると、せっかく地域で問題点を把握できても、福祉の専門職へは直結しにくかった現状があったわけです。

心身の働きが弱ったり失われた高齢者であっても、当たり前の人間として、ふつうの生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの確立をめざさなければなりません。

人間として対等な関係の中で介護がなされ、一人ひとりの生き方が認められ高齢者の自己決定が介護の基本に据えられなければなりません。

資料4 これからの介護の在り方

資料4の解説

- 1 介護は、家族・親戚だけでなく、専門職も含めて担う必要があります。専門職が介護すれば寝たきりにしません。また、ストレスを分かち合い、人権上の配慮もなされることとなります。

2001年から始まった介護保険制度は、高齢者の介護にかかわって新しい概念をもたらしました。それはまとめると次のようになります。

- ・高齢者の自立とは、自己実現を助けるものであること

(「厚生省 高齢者自立支援システム研究会報告」を参照下さい)

- ・介護の社会化 (介護を家族だけでなく社会全体で担う形にすることが重要です)

- ・サービスの公平性 (従来型の均等な配分ではなく、ニーズに応じた提供をする視点が必要で

す)

- ・サービスを選べる (サービスから選ばれる・選ぶための情報不足という課題もおこってきています)

- ・応能負担から応益負担に (低所得者にとって負担増であるという課題もあります)

- ・措置ではなく、契約に (契約に慣れていない・意志能力や判断能力の低下した人への支援が課題です)

- ・介護保険対象外の問題 (自立の人や介護保険を使わない又は使えない人の問題があります)

また、介護保険の運用は地方自治体に任せられていますから。市町村による格差が大きく、それが今後一層拡大する懸念があります。介護保険制度の中で、人びとの不安ははたしてなくなったといえるのでしょうか？今後考えていかなければならないことは、たくさんあります。

- 2 一人ひとりの高齢者が自己実現できる社会を目指して不安を取り除くためにすべきこと・心がけることは以下のとおりです。

- (1) 在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所などを活用しよう。
- (2) "遠くの親戚より近くの他人"が見守りには有効。
- (3) 民生委員や協力員を通じて介護支援専門員へ。

(フォーマルサービスとインフォーマルサポートをつなぐ)

- (4) 第三者による評価情報の提供は、社会福祉法で規定されています。
- (5) 地域福祉計画づくりへの参加を。
- (6) 福祉(ボランティア等)への参加が最適
- (7) いろんな参加をとおして生きがいづくりに心がける。

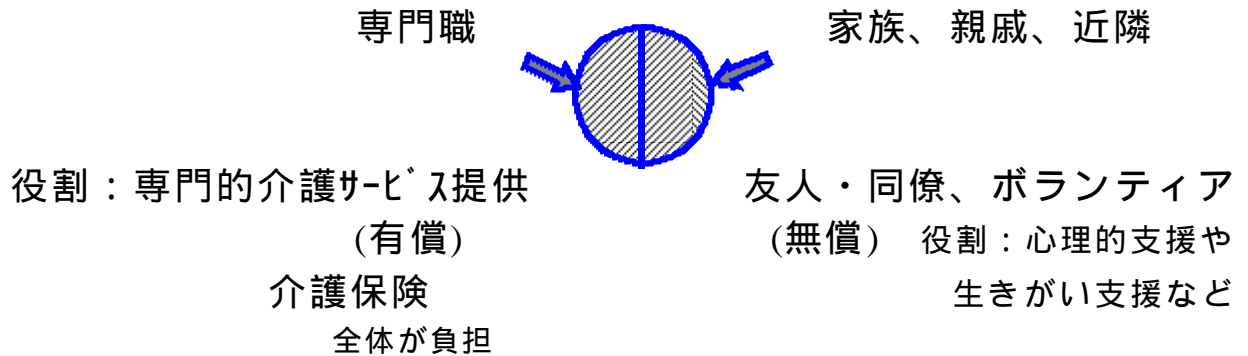
いずれにせよ、人権の保障の上に立って、さらに自立と一人ひとりの生活の質を高める生きがいの創造が目指されなければなりません。

これが、介護予防に加えて社会貢献ともなります。

資料4 これからの介護の在り方

1

【フォーマルサービス】 介護 【インフォーマルサポート】



2. 不安を取り除くためにすべきこと・心がけること

- (1) 専門職に相談すること
- (2) 多くの人の協力を得ること
- (3) 地域の相談窓口を通じて専門職へつなぐ
- (4) サービスに関する多様な情報提供を行う
- (5) 地域に必要なサービスは工夫して作り出す
- (6) 社会福祉に関する正しい理解の普及に心がける
- (7) いろんな参加をとおして生きがいづくりに心がける